

令和6年度 第1回 西都市総合教育会議

日 時：令和6年9月27日（金）午前11時15分～
場 所：301会議室（市役所本庁舎3階）

会 次 第

- 1 開会
- 2 市長あいさつ
- 3 教育長あいさつ
- 4 協議・報告事項
 - (1) 教育大綱の改定について
 - (2) 西都市立中学校再編計画について
- 5 閉会

西都市総合教育会議 出席者名簿

令和6年9月27日（金）開催

	所 属	役 職	氏 名	備 考
構 成 員		市長	橋 田 和 実	
	教育委員会	教育長	榎 本 浩 之	
		教育長代理	高 橋 博 昭	
		委員	西 村 美 津	
		委員	濱 砂 晃 一	
		委員	旭 吉 真美子	
	教育政策課	課長	重 永 浩 樹	
		課長補佐	押 川 真 範	
	総合政策課 (事務局)	課長	増 井 裕 之	
		課長補佐	森 田 裕	
		係長	濱 砂 宏 基	

西都市教育大綱の改定について

1 教育大綱について

(1) 法律上の定義

根拠法令： 「教育基本法」及び「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年改正施行）」

策定主体： 地方公共団体の長（総合教育会議において要協議）

策定方法： 国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定

策定範囲： 地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策

(2) 大綱に関する文部科学省の考え方（平成26年7月17日通知）

○ 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

○ 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされているが、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものである。

○ 大綱が対象とする期間については、4～5年程度を想定している。

2 本市の教育大綱について

(1) 現行の大綱について

策定年月： 令和3年7月改定

計画期間： 令和3年度から令和6年度まで

(2) 教育大綱の位置づけ

本市の教育大綱は、「第五次西都市総合計画」の基本構想における基本施策を踏まえ、教育分野における重点的な施策の方向性を示すとともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育振興のための施策に関する基本的計画として位置づけている。

また、人口減少の克服と地方創生に向けた地域づくりの取組の地方版総合戦略となる「さいと未来創生総合戦略」及び本市教育委員会が策定する「西都市教育基本方針及び教育施策」、並びに「西都市子ども・子育て支援事業計画」と連動したものである。

(3) 大綱の改定について

現行の大綱は今年度をもって計画期間満了を迎えるが、今後も切れ目ない取り組みを進めるため、新たな計画期間を定めるとともに、以下の点を考慮し、改定を行う。

○ 現在、策定作業を進めている「第五次西都市総合計画（後期計画）」及び「さいとデジタル田園都市創生総合戦略（仮称）」、並びに「西都市こども計画」

- のほか、「西都市教育基本方針及び教育施策」との整合性を図る。
- 計画期間は総合計画に合わせ4年とする。

(4) 策定スケジュール（案）

- 令和6年11月 大綱素案の作成
- 令和6年12月 大綱（案）協議
- 令和7年1月 大綱（案）に対するパブリックコメントの実施
- 令和7年2月 パブリックコメント等を踏まえた最終確認
- 令和7年3月 大綱の公表

【参考資料】

(1) 関係計画等の計画期間

年度	H27 2015	H28 2016	H29 2017	H30 2018	R01 2019	R02 2020	R03 2021	R04 2022	R05 2023	R06 2024	R07 2025	R08 2026	R09 2027	R10 2028	R11 2029
国	教育振興基本計画														
	第2期計画 (H25～H29)			第3期計画 (H30～R04)					第4期計画 (R05～R09)						
県	宮崎県教育振興基本計画														
	第2次計画 (H27～R02) ※終期繰上げ			第3次計画 (R01～R04)					第4次計画 (R05～R08)						
	宮崎県教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の大綱														
	(H27～H30)				(R01～R04)					(R05～R08)					
市	第四次西都市総合計画 (H23～R02)						第五次西都市総合計画 (R03～R10)								
	後期基本計画 (H28～R02)						前期基本計画 (R03～R06)				後期基本計画 (R07～R10)				
	さいと未来創生総合戦略 (H27～R01)					第2期さいと未来創生総合戦略 (R02～R06)					さいとデジタル田園都市創生総合戦略 (R07～R11)				
	西都市子ども・子育て支援事業計画 (H27～R01)					第2期西都市子ども・子育て支援事業計画 (R02～R06)					西都市こども計画 (R07～R11)				
	西都市教育基本方針及び教育施策 (毎年度策定)														
	西都市教育大綱 (H28～R02)						西都市教育大綱(改定) (R03～R06)					西都市教育大綱(再改定) (R07～R10)			

(2) 根拠法令（抜粋）

○ 教育基本法

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(大綱の策定等)

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、第21条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(総合教育会議)

第1条の4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

(1) 地方公共団体の長

(2) 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

西都市教育大綱

令和 3 年 7 月

西 都 市

目 次

1	基本理念	1
2	教育大綱策定の背景・趣旨	1
3	教育大綱の位置づけ	2
4	教育大綱の期間	2
5	教育大綱の施策体系	3
6	教育大綱の施策	4
基本施策 1	学校教育の充実	4
基本施策 2	生涯学習の充実	6
基本施策 3	歴史・文化が映えるまちづくり	7
基本施策 4	スポーツの振興	8
基本施策 5	地域における子育て支援	9
基本施策 6	子どもの健やかな成長のための母親・父親への支援	10
基本施策 7	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	11
基本施策 8	子育てを支援する生活環境の整備	12
基本施策 9	子どもの安全の確保	12
基本施策10	要保護児童及び障がい児への対応などきめ細やかな 取組の推進	13

1 基本理念

心豊かにたくましく生きる人づくり

西都市では、「豊かな自然」、「古代ロマンあふれる歴史文化」、「助けあいの心」などに培われたふるさとの資源を大切に守り続け、協働の精神の理念のもと、「人」、「地域」、「環境」、「豊かさ」を視点とした基本戦略を第五次西都市総合計画において推進しています。

本市の未来を担う子どもたちがふるさとを思い愛する心を持ち、様々な生きる力を育むためには、家庭・地域・学校による連携した取り組みとともに、家庭教育や学校教育、幼児教育等の充実、社会教育の推進、文化の振興を柱とした教育施策を展開する必要があります。

このような視点から西都市教育大綱では、本市の教育基本方針である「たくましいからだ、豊かな心、すぐれた知性」を備え、郷土に対する誇りと国際感覚にあふれ、新たな時代を切り拓いていく気概をもち、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指すとともに、本市の将来像を見据え、「心豊かにたくましく生きるひとづくり」を教育大綱の目指す姿とします。

2 教育大綱策定の背景・趣旨

教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成 27 年 4 月 1 日施行）に伴い、同法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、国の教育振興基本計画を参酌した上で、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策にかかる目標や方針を定めるものであり、地域の実情に応じた策定が求められています。

地方では、今後、加速的に進行する人口減少抑制の対策として、地方創生に向けた戦略の策定が進められており、本市においても直面する重要な課題として定住人口や交流人口確保にかかる施策を推進することとしています。

教育施策による地域づくりの観点からは、学校と地域が連携・協働した体制づくりや地域への誇り・愛着を育てる教育の推進、社会教育活動を通じた地域を担う人材の育成のほか、文化・芸術・スポーツ資源の活用による地域づくりを目指します。

このような趣旨を踏まえ、教育大綱は市民の教育行政に関する意向を反映させるため、同法第 1 条の 4 第 1 項により、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」で協議・調整し策定します。

3 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、総合的かつ計画的なまちづくりの指針を示す「第五次西都市総合計画」の基本構想における基本施策を踏まえ、教育分野における重点的な施策の方向性を示すとともに、教育基本法第 17 条第 2 項の規定に基づき、本市における教育振興のための施策に関する基本的計画として位置づけるものです。

また、人口減少克服と地方創生に向けた地域づくりの取り組みの地方版総合戦略となる「第 2 期さいと未来創生総合戦略」及び本市教育委員会が策定する「西都市教育基本方針及び教育施策」、ならびに「第 2 期西都市子ども・子育て支援事業計画」と連動します。

4 教育大綱の期間

教育大綱の計画期間は、「第五次西都市総合計画」、「第 2 期さいと未来創生総合戦略」との整合性の観点から 2021 年度（令和 3 年度）から 2024 年度（令和 6 年度）までの 4 年間とします。

5 教育大綱の施策体系

基本理念	基本施策	主要施策
心豊かにたくましく生きる人づくり	1 学校教育の充実	①知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成
		②教職員の資質向上
		③地域とともにある学校づくりの推進
		④充実した教育環境づくりの推進
		⑤特別支援教育の推進
		⑥不登校等の諸課題への的確な対応
		⑦高校との連携の促進
	2 生涯学習の充実	①学習環境づくりの推進
		②地域に根差した学習活動の活性化
		③読書活動の推進
		④青少年活動の推進
	3 歴史・文化が映えるまちづくり	①文化財の保存・活用
		②芸術・文化活動への支援の推進
	4 スポーツの振興	①スポーツ活動への支援の推進
		②スポーツ環境の確保・充実
	5 地域における子育て支援	①地域における子育て支援サービス及び保育サービスの充実
		②子育て支援のネットワーク
		③子どもの健全育成
	6 子どもの健やかな成長のための母親・父親への支援	①「食育」の推進
		②思春期保健対策の充実
	7 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	①子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備
		②家庭や地域の教育力の向上
		③子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	8 子育てを支援する生活環境の整備	①安全な道路交通環境の整備
	9 子どもの安全の確保	①子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		②子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進
		③被害に遭った子どもの支援の充実
	10 要保護児童及び障がい児への対応などきめ細やかな取組の推進	①児童虐待防止対策の充実
		②生活困窮世帯への自立支援の推進
		③障がい児施策の充実
		④子どもの貧困対策

6 教育大綱の施策

○基本施策1 学校教育の充実

施策目標 未来に希望を抱き、たくましく生きていく子どもたちを育てます。

子どもたちが、未来に希望を抱き、前向きに努力を重ねる大人に成長できるよう、地域住民の協力を得ながら、また、地域の自然や歴史を活用しながら、学力、豊かな人間性、健康と体力の育成を図ります。そのために、教職員の資質向上に努め、カリキュラムの創意工夫を推進します。

また、特別な支援が必要な児童・生徒へのきめ細かな教育を推進するとともに、不登校等の諸課題への的確な対応に努めます。

主要施策①	知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成
基礎的な学力・体力、基本的な生活習慣、豊かな情操を培うことを基本としつつ、教科学習や体験的な学びを通じて、子どもたちが主体的に学び、他者と協働し課題を解決することをめざした教育を推進し、社会で生きて働く知識・技能の習得、学びを人生や社会に生かそうとする力や人間性、未知の状況に対応できる思考力・判断力・表現力等を育てていきます。	
主要施策②	教職員の資質向上
授業力向上に特化した学校支援訪問や資質向上を図るための各種研修会及び各教科等研究会の充実を図り、教職員の指導力の向上、指導方法の工夫・改善を図ります。	
主要施策③	地域とともにある学校づくりの推進
小中合同研修会や、授業参観の相互連携など、小中一貫教育を推進することで、学齢期の縦のつながりの強化を図るとともに、地域学校協働活動により学校・家庭・地域の横のつながりを深め、地域とともにある学校づくりを進めます。	
主要施策④	充実した教育環境づくりの推進
学校の ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実を図り、主体的・対話的で深い学びにつながる学習活動の一層の充実を図ることに努めます。また、読書環境の充実や食育の推進を図るとともに、学校関係施設・設備の計画的な改修・更新等を進め、安心・安全で充実した教育環境づくりに努めます。 加えて、少子化の進展を受け、集団での学び、部活動、行事等を適正規模で行う観点から、中学校の再編を推進し、生徒一人一人の資質や能力を伸ばすことができる魅力ある学校づくりに取り組みます。	

主要施策⑤	特別支援教育の推進
障がい、病気などで特別な配慮が必要な児童・生徒が、一人ひとりの生活や学習上の課題を克服して能力を伸ばし、たくましく成長できるよう、関係機関との連携を図りながら、きめ細やかな教育・支援を進めます。	
主要施策⑥	不登校等の諸課題への的確な対応
安心して学校に通えるよう、児童生徒にとって魅力ある学校づくりを推進するとともに、学校と教育支援センターが連携して、登校が心配な子への個別支援を行います。また、いじめ防止など、学校教育をめぐる諸課題への的確な対応を行います。	
主要施策⑦	高校との連携の促進
「さいと学」を通して、小・中・高の縦のつながりを充実させるとともに、妻高等学校における「聖陵セミナー」や高校生による小・中学生に対する学習支援等の交流活動を推進し、妻高等学校の魅力を積極的に発信することにより、市内中学生の妻高等学校進学率を高めます。	

○基本施策2 生涯学習の充実

施策目標 多くの市民の学びに対応した環境整備に努めます。

市民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイル、興味・関心に応じて、多様な学習活動を継続し、充実した生活を送り、豊かな地域づくりにつながるよう、公民館・地区館を拠点に、ニーズに沿った教室・講座やイベントの開催、自主グループの育成・支援を進めます。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるために欠くことのできないものであり、子どもたちをはじめ、市民が豊かな読書生活が送れる環境づくりに努めます。

さらに、青少年が家庭や地域で豊かな人間関係のもと、必要な役割を担うことを通じて、心身ともに健全に成長するよう、啓発や環境づくりに努めます。

主要施策①	学習環境づくりの推進
生涯学習施設に関する長寿命化の全体構想を策定し、市民会館、コミュニティプラザパオ（働く婦人の家・文化ホール）、勤労青少年ホーム、市公民館、地区館、自治公民館など、各施設・設備の適切な維持管理と長寿命化、バリアフリー化を進めます。	
主要施策②	地域に根差した学習活動の活性化
誰もがいつでも主体的に学ぶことのできるよう、多様な学習機会の提供や情報発信に努めるとともに、生涯学習により習得した知識や技術を、市民がまちづくりや地域活動に活かすことのできるよう、交流の機会や環境づくりに努めます。	
主要施策③	読書活動の推進
家庭や学校、地域と連携を図り、図書館の学びの原点である読書活動を推進し、市民が豊かな読書生活が送れる環境づくりに努めます。	
主要施策④	青少年活動の推進
学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの多様な体験活動や学習活動を支援し、地域ぐるみの子育て支援・教育を進めます。 また、青少年育成センターを中心に、市民の協力を得ながら、非行防止など、青少年健全育成活動を推進します。	

○基本施策3 歴史・文化が映えるまちづくり

施策目標 文化遺産を適切に保存・継承するとともに、新たな文化・芸術の創造を促進します。

いにしえから人が住み、日向国の中心地として栄えた本市には、有形・無形の貴重な文化財が数多くのこされているため、それらの保存と展示公開などによる活用に努めます。

また、音楽や演劇等の芸術鑑賞事業などを通じて、市民が優れた文化にふれる機会づくりに努めるとともに、市民による文化・芸術活動への支援により、これまで培われてきた様々な文化を継承し発展させるとともに、新たな地域文化の創造を促進します。

主要施策①	文化財の保存・活用
本市の優れた歴史遺産を後世に継承するため、有形・無形の文化財等の調査、記録、保存、整備等を推進するとともに、西都市歴史民俗資料館での企画展、歴史講座の開催、民俗芸能団体や文化財愛護少年団の育成・支援等により、本市の歴史を市民や観光客に広く周知・普及していきます。 また、このような活動を通じて、地域の歴史的・文化的価値を高め、ユネスコ世界遺産登録につなげていきます。	
主要施策②	芸術・文化活動への支援の推進
豊かな創造性や感受性を育み、市民の生活に潤いをもたらす文化・芸術の振興に向け、芸術鑑賞会などを通じて市民が優れた文化・芸術にふれる機会づくりに努めるとともに、芸術活動や新たな文化創造の取り組みに対して、必要な支援を行っていきます。	

○基本施策4 スポーツの振興

施策目標 多くの市民がスポーツを日常的に楽しめる環境整備に努めます。

子どもから高齢者まで、多くの市民がライフステージに応じた多様なスポーツ・レクリエーション活動を通して、人々との交流を楽しみ、健康で心豊かに過ごせるよう、ニーズに沿った教室・講座やイベントの開催、継続的に活動する自主グループの育成・支援を進めます。

各スポーツ施設・設備は、スポーツランド構想を掲げる本市の重要な活動拠点という認識のもと、長寿命化・規模適正化・更新といった総合管理を適正に進めます。

主要施策①	スポーツ活動への支援の推進
子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の多様な参加につながるよう、初心者にも気軽に参加できる教室・イベントの開催などに努めるとともに、各種自主サークルの積極的な活動展開を促進します。また、講習会や研修会を通して、指導者の育成に努めます。	
主要施策②	スポーツ環境の確保・充実
西都原運動公園、清水台総合公園などの各施設をはじめ、市民体育館、地区体育館など、各スポーツ施設の適正な維持管理を図るとともに、予防保全の視点に立ち、長寿命化・更新を進めます。	

○基本施策5 地域における子育て支援

施策目標 地域全体で子どもを見守る子育て支援サービスの充実を推進します。

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしている全ての人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

また、子育て家庭が必要とする情報を提供し、地域における子育てネットワークを形成していくことなど、地域資源などの活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組めます。

主要施策①	地域における子育て支援サービス及び保育サービスの充実
利用者の雇用形態の多様化に伴う様々な需要に応えるため、保育サービスの拡充を図ります。	
主要施策②	子育て支援のネットワーク
子育て支援に対する情報をきめ細やかに提供するため、地域が一体となった子育て支援ネットワークの整備に努めます。	
主要施策③	子どもの健全育成
子どもの健全育成にとって地域は家庭とともに重要な生活空間であり、子どもの余暇の活用、健康の増進、情緒の安定、非行防止などを図るために、適切な施設管理等に努めます。	

○基本施策6 子どもの健やかな成長のための母親・父親への支援

施策目標 子育てしやすい地域環境づくりに努めます。

母親が安心して子どもを産み、父親も子育てに積極的に参加し、全ての子どもが健やかに成長できる子育てしやすい地域環境づくりを目指します。

安全で安心して妊娠や出産ができ、育児不安を軽減できるように、子どもの疾病予防を目的とした健康管理・指導を強化するとともに、子どもを安心して生み育てられる環境づくりのため、妊娠、出産から新生児期に適切な支援を提供することができる体制の充実に努めます。

主要施策①	「食育」の推進
保育所や認定こども園、学校、地域などで食育の普及啓発を図り、関係機関の連携による効果的な食育活動に努めます。	
主要施策②	思春期保健対策の充実
子どもたちは、学校、家庭、地域で生活しており、それぞれを担当する機関が思春期保健対策について連携協力に努めます。	

○基本施策7 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策目標 教育環境の整備と支援体制の充実に努めます。

次代の担い手である子どもが豊かな個性と感性を備え、かつ調和のとれた人間として成長するために、様々な支援体制の充実に取り組みます。

また、学校・家庭・地域など地域資源のネットワークにより、子どもを生み育てる喜びを実感できる仕組みづくりを展開していくとともに、子どもの無限の可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

主要施策①	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境などの整備
学校教育において、子育ての意義や在り方、家庭を持つことの重要性について理解を深められる取組を進めます。	
主要施策②	家庭や地域の教育力の向上
家庭での子どもへの教育力の低下を補うため、小・中学校等の家庭教育学級の講座や、就学時健診などの機会を利用し家庭教育に関する情報の提供に努めます。	
主要施策③	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
インターネット上の有害情報やいじめから子どもたちを守るため、適切な利用環境の整備と、地域や学校・家庭における情報モラル教育の推進に取り組み、子どもにとって良好な環境づくりに努めます。	

○基本施策8 子育てを支援する生活環境の整備

施策目標 子どもを交通事故から守るため、道路環境整備に努めます。

子どもや保護者が、安全で安心した生活が送れるように、快適な居住空間はもとよりのびのびと活動ができる生活空間を整備します。

さらに、安全・安心に外出できる道路交通環境の整備を推進し、子育ての実態を把握し、配慮しながらこれらを支援する総合的なまちづくりに取り組みます。

主要施策①	安全な道路交通環境の整備
子どもを交通事故から守るため、道路交通環境を分析するとともに、安全な歩道空間の整備に取り組みます。	

○基本施策9 子どもの安全の確保

施策目標 子どもを犯罪から守るため、関係機関との連携充実に努めます。

核家族化の進行に伴い、隣近所との関わりの希薄化や犯罪の増加など、子どもを取り巻く環境は悪化している中で、自分の身は自分で守るという教育をしていくと同時に、子どもを危険から守り、安全を確保するために、関係機関などと連携した活動を推進して、子どもが安心できるまちづくりに取り組みます。

主要施策①	子どもの交通安全を確保するための活動の推進
子どもを交通事故から守るため、幼児・園児・小中学生、その保護者を対象とした交通安全教育に努めます。	
主要施策②	子どもを犯罪などの被害から守るための活動の推進
子どもたちを犯罪等の被害から守るため、保護者やPTA等の学校関係者と地域が連携し、犯罪防止対策に取り組みます。	
主要施策③	被害に遭った子どもの支援の充実
関係機関と連携し、いじめ、虐待、犯罪等で被害を受けた子どもの心のケアを図ります。	

○基本施策 10 要保護児童及び障がい児への対応などきめ細やかな取組の推進

施策目標 支援を必要とする子どもが安心して生活できる環境づくりに努めます。

児童虐待の防止対策やひとり親家庭などへの自立支援、障がい児への支援を必要とする家庭や子どもに対して、充実した支援体制を整備していくとともに、このような状況に置かれた家庭や子どもへの無理解・無関心をなくし、安心して生活できる地域環境づくりを推進します。

主要施策①	児童虐待防止対策の充実
児童虐待の発生予防・早期発見・早期対応及び被虐待児童への適切な保護と自立に向けた支援の充実に努めます。	
主要施策②	生活困窮世帯への自立支援の推進
生活困窮世帯へ経済的自立・日常生活を支援する施策を講じ、その子ども及び保護者が、心身ともに健やかに成長できるような社会環境の整備に努めます。	
主要施策③	障がい児施策の充実
障がいがある子どもの乳幼児期の十分な成長、発達を促し、将来の可能性を広げるために、早期療育システムの構築に努めます。	
主要施策④	子どもの貧困対策
子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないように、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもに視点を置いた貧困対策に取り組めます。	

西都中学校設立推進委員会

地域・PTAの代表や各学校の校長 29人で構成。
下部組織として7つの部会を設置し、さまざまな事項について検討しています。

各部会で検討した事項を西都中学校設立推進委員会で協議・決定し教育委員会へ報告します。

また、保護者や地域住民に対しても随時報告します。



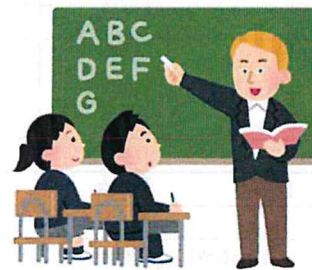
総務部会

- 主な担当内容
 - 中学校名、校章、校訓、校歌、校旗、制服などの制定
 - 開校及び閉校式典の企画調整 など
- 検討状況
 - 中学校名が決定しました。（西都市立西都中学校）
 - 制服のデザインが決定しました。（令和6年度の新入生より着用）
 - 校章のデザインが決定しました。（県内外より155点の応募から選定）
 - 校歌を制作しました。（作詞は本市出身のJILLE）
- 今後の検討事項
 - ◆校旗、現中学校の閉校式典、新中学校の開校式典について



教務部会

- 主な担当内容
 - 教育課程、学校行事及び学級編制の検討
 - 各小学校の交流学習の企画
- 検討状況
 - 令和8年度の主な学校行事を編成しました。
 - 小学5年生の宿泊学習を一部合同で実施します。
- 今後の検討事項
 - ◆学級編制について



生徒指導部会

- 主な担当内容
 - 校則の制定
 - 生徒会の発足
 - 通学方法の検討
- 検討状況
 - 市内全中学校の生徒会で、校則を検討しています。
 - 上履き、自転車通学生が着用するヘルメットのデザインが決定しました。
 - スクールバスに関するアンケートを実施しました。
- 今後の検討事項
 - ◆バス通学路線について

保健体育部会

- 主な担当内容
 - 体育服・通学（運動）靴、ジャージの検討
 - 部活動（運動部）の検討
- 検討状況
 - 体育服のデザインが決定しました。
 - 通学靴、体育館シューズ、帽子のデザインが決定しました。
- 今後の検討事項
 - ◆西都中学校の部活動について



庶務部会

- 主な担当内容
 - 西都中学校に設置する備品の購入・現中学校に設置している備品の廃棄
 - 文書類の整理
- 検討状況
 - 校納金の口座振替について、各小・中学校で検討しています。
 - 現中学校の備品や文書等の整理・保管について検討しています。
- 今後の検討事項
 - ◆備品購入、廃棄、文書類整理、諸表簿作成について

図書部会

- 主な担当内容
 - 学校図書の整理
- 検討状況
 - 西都中学校の図書室の運営について検討しています。
 - 令和8年度を見越した新刊図書の購入について検討しています。
 - 現中学校の図書の取り扱いについて決定しました。
- 今後の検討事項
 - ◆西都中学校への図書の移管について



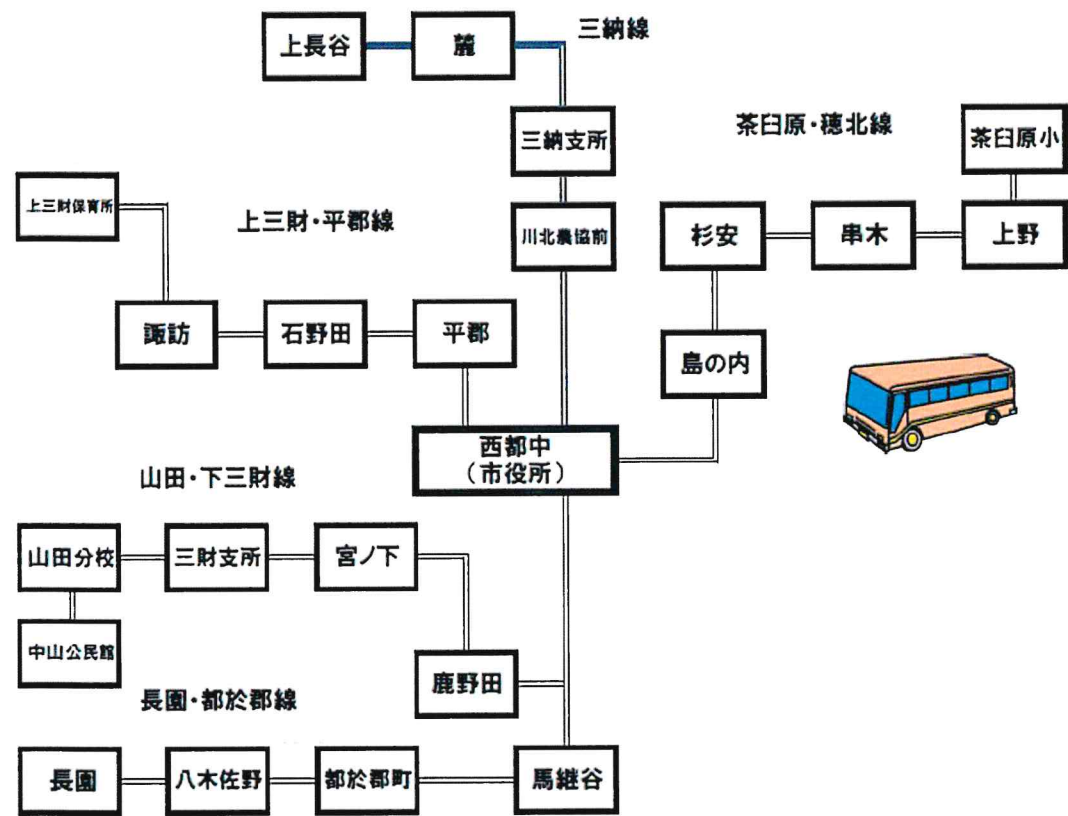
地域・PTA部会

- 主な担当内容
 - コミュニティスクールの設置
 - PTA組織、規約の制定
- 検討状況
 - 西都中学校PTA規約案が完成しました。
 - PTA組織案をまとめました。
- 今後の検討事項
 - ◆市PTA協議会との連携について



スクールバスについて

- 1. 利用対象 現妻中学校の校区外から通学する生徒
- 2. 利用料 無料
- 3. 運行経路



- 4. 運行回数等
 - (1) 原則として登校時1回、下校時2回の計3回。
 - (2) 土日や夏休み期間中は、登校時1回、下校時1回の計2回。

※ 令和6年9月時点の案であり、今後変更になる可能性があります。

施設整備について

(経緯)
施設整備については、既存施設を有効活用し、必要な増改築・改修等を行う方針で進めてきたが、近年続いている資材・人件費の高騰が市の財政に与える影響を考慮すると、10 数年後に必要となる南校舎建て替え工事は、再編のこの時期に実施した方が良いとの結論に至り、令和5年12月、南校舎建替えを中心とした整備内容へ見直すこととした。

(事業期間)
令和6～12年度(予定)

(スケジュール等)

項目	種別	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	備考
基本計画業務	設計								令和9年度以降の配置計画
基本設計業務	設計								令和9年度以降の工事計画
実施設計業務	設計								令和9年度以降の工事計画
北校舎	改修								トレイ洋式化、自動水洗化
第1体育館	改修								屋根防水、床改修
第2体育館	調査								耐震診断
	設計								診断結果に伴う改修設計
	改修								耐震改修・用途変更に伴う工事
防球ネット	新設								サッカー用、野球用
グラウンド表土造成	改修								
新校舎	調査								地質調査
	新築								
旧南校舎	解体								解体
部室・体育倉庫	改築								工事時期は基本計画によって流動的
技術室棟	改修								南校舎配置計画による
テニスコート	撤去新設								南校舎配置計画による
外構整備	改修								

…予定工期を示す

※令和8年度以降は今後策定する基本計画次第で変更になる場合があります。

閉校式について

- 西都市立5中学校合同閉校式(予定)
日時: 令和8年2月13日(金) 15時～
場所: 西都市民会館
- 各中学校閉校式
合同閉校式以降に各中学校で組織する実行委員会が企画・実施。